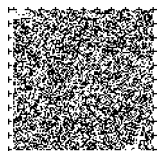


第3章 計画の基本的考え方



1 計画の基本理念

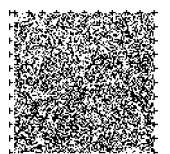
平成 22 年 3 月に策定された『福生市総合計画（第 4 期）』では、目指すべきまちの「都市像」を「このまちが好き 夢かなうまち 福生」としており、その実現のための「まちづくりの目標」のうち本計画に最も関連の深い「安心して満ちたまちづくり」の具体的な中身は、「健やかにくらせる安心なまちの確保」「安心して子どもが育つまちの構築」「人にやさしいノーマライゼーション社会の創出」「人と人とのつながりを大切にするまちの形成」と定められています。

また、同 23 年 3 月に策定された『第 4 期福生市地域福祉計画』は、その基本理念を、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」と定めています。

これらのことを踏まえて、本計画の基本理念を

**安心・健やかに暮らせる 人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現**

とし、障害福祉分野における市民・地域・行政の共通の目標としていきます。



2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

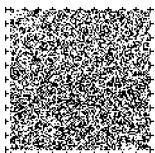
障害のある人が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、相談・情報提供体制の充実をはじめとして、権利擁護の体制や福祉サービスの充実、福祉のまちづくりの推進など、さまざまな生活支援策を講じます。また、障害のある人の見守り活動等を促進するとともに、市民と行政が協力しながら地域における障害のある人等の安全と災害時を想定した対応を図ります。

基本目標2 障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

市民と行政の創意工夫により学校教育、社会教育における福祉教育を一層充実させるなど、障害のある人の“社会参加”を可能にするような条件整備を進め、障害のある人が障害のない人と同じように、その人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを進めます。“社会参加”の最たるものとも言える「就労」については、特に力を入れて支援、促進します。

基本目標3 障害のある人の地域生活の基盤づくり

「地域活動支援センター」など日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保、「生活訓練」など各種支援サービスの実施により、障害のある人の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。グループホームについては、利用希望の把握に努め、市内または近隣市町村での利用が可能となるよう、関係機関と連携し、施設の確保に努めていきます。



3 計画の基本視点

「基本理念」や「基本目標」を実現するため、本計画を進めていくにあたっての基本視点は、『第4期福生市地域福祉計画』の基本視点と密接に連動した次の4つとします。

(1) 希望に満ちた明るいひとづくり／だれにもやさしい安全なまちづくり

…障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送れるよう支援し、人にやさしいまちづくりに努めます。

(2) 潤いのある豊かなくらしづくり／安心に満ちたまちづくり

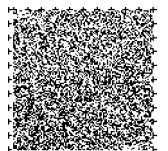
…保健福祉サービスに対するニーズの把握と障害当事者への情報提供の充実に努めるとともに、適正かつ適切な保健福祉サービスの提供と利用者保護の取組を進め、質の高い保健福祉サービスの確保に努めます。また、障害者世帯等が安心して生活できるように、良好な居住環境の確保に努めます。

(3) 元気と生きがいのあるまちづくり

…健康づくり・生活習慣病等による身体障害等の予防や保健・医療体制の充実を図るとともに、障害のある人も地域社会の一員として生きがいや希望を持って生活していけるような地域社会の実現を目指します。

(4) ともに助け合うまちづくり／市民と行政がともに進めるまちづくり

…障害のある人も含めた市民相互の支え合いや地域における市民活動、ボランティア活動等を促進することにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。



4 計画の展開

(基本理念)

～ 安心・健やかに暮らせる 人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現 ～

(基本視点)

- 1 希望に満ちた明るいひとづくり／だれにもやさしい安全なまちづくり
- 2 潤いのある豊かなくらしづくり／安心に満ちたまちづくり
- 3 元気と生きがいのあるまちづくり
- 4 とともに助け合うまちづくり／市民と行政がともに進めるまちづくり

(基本目標)

(施策の方向)

1 障害のある人が元気に安心して
暮らせるまちづくり

- 相談体制・情報提供の充実
- 権利擁護体制の確立
- 障害福祉サービスの充実
- 意思疎通支援の充実
- 経済的支援の実施
- 地域の安全と災害時を想定した対応
- 障害の早期発見と障害児の療育支援
- 特別支援教育の推進

2 障害のある人もいきいきと
参加しているまちづくり

- 障害の理解と交流の促進
- 社会参加の促進
- 外出支援施策の推進
- 就労の支援・促進

3 障害のある人の地域生活の
基盤づくり

- 日中活動の場の確保
- 居住の場の確保
- 保健・医療サービスの充実
- 地域移行・地域定着の支援と促進

